

# 高齢者向け給付金

## (年金生活者等支援臨時福祉給付金)が支給されます

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい所得の少ない高齢者の人を支援するため支給されます。

▶ 問合せ 役場福祉課

### ●支給対象者

平成 27 年度の臨時福祉給付金の支給対象者（下記①～④すべてに該当する人）で、平成 28 年度中に 65 歳以上になる人（昭和 27 年 4 月 1 日以前生まれの人）

- ①平成 27 年 1 月 1 日に武豊町の住民基本台帳に登録がある（住民票がある）人
- ②平成 27 年度分の町民税が課税されていない人
- ③平成 27 年度分の市区町村民税が課税されている人に扶養されていない人  
（課税されている人の税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者は支給対象者になりません）
- ④生活保護を受給していない人

### ●支給額

1 人につき 30,000 円



### ●申請方法

申請受付 5 月 2 日（月）～ 8 月 2 日（火） 9 時 00 分～ 17 時 00 分（土・日・祝日を除く）

申請手続 申請書に記入の上、必要書類を添付し、役場福祉課へ郵送してください。

直接提出する場合は、役場北庁舎 1 階 第 5 会議室へお越しください。

※申請書は役場福祉課でもお渡ししますが、支給対象と思われる人には、4 月下旬に制度の案内と申請書を送付します

### ●給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座に入金されます。

### ●注意事項

原則、平成 27 年 1 月 1 日に住民登録のある市町村が申請受付窓口となります。

支給対象に該当する人で申請書が届かない場合は、役場福祉課にお問合せください。

### ●制度に関する問合せ

厚生労働省 専用ダイヤル：0570-037-192

「高齢者向け給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意！

- ・町や厚生労働省などが ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません
- ・町や厚生労働省などが、「高齢者向け給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません
- ・不審な電話や、不審な郵便物が届いたら、迷わず、警察や役場にご相談ください